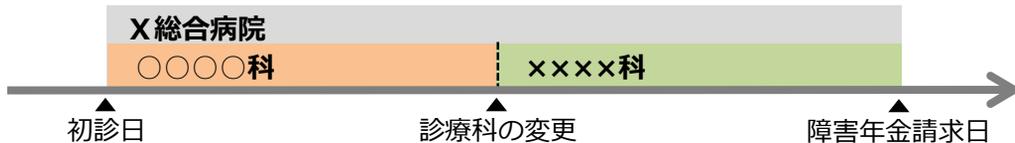


## (7) 受診状況等証明書が省略できないケースについて

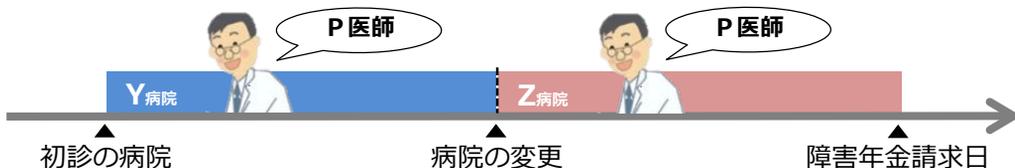
(1)～(6)までは、「かけはし」第58号～第61号の障害年金講座を参照してください。

**Q14** 同じ病気で初診から現在まで同じ総合病院で受診しています。  
診療科は変わっていますが、同じ病院のため、受診状況等証明書等の初診日の証明は省略できますか？



**A14** 省略できません。  
総合病院は、診療科ごとに初診日を確認してください。  
同じ病院であっても、初診の診療科を確認して「受診状況等証明書」を添付してください。  
なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

**Q15** 初診の病院と現在の病院は違う病院ですが、医師は同じです。  
初診の病院の「受診状況等証明書」は省略できますか？



**A15** 省略できません。  
受診証明は病院ごと（総合病院では診療科ごと）に確認する必要があるため、初診の病院の「受診状況等証明書」が必要です。  
なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

Q16

初診のY病院に受診し、同日に2番目のZ病院にも受診した場合は、初診のY病院の受診状況等証明書等の初診日の証明は省略できますか？



A16

省略できません。

同日とされていても、初診の病院を明らかにするため、Y病院の「受診状況等証明書」の添付が必要となります。

なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

Q17

20歳後の初診です。

初診のA病院を受診した後、ほかのB病院を受診し、現在は初診であるA病院で再び受診しています。

A病院から『初診日当時のカルテは保管していない。』と言われましたが、「受診状況等証明書」は省略できますか。

A17

省略できません。

次のケースの場合、A病院（平成20年4月9日から平成27年1月19日）の「受診状況等証明書が添付できない申立書」とB病院の「受診状況等証明書（または添付できない申立書）」の添付が必要です。

併せて、初診日に関する参考資料をできる限り添付してください。

